持続化給付金・家賃支援給付金
申請サポート窓口の開設について

国が実施している「持続化給付金」及び「家賃支援給付金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、行政書士が電子申請の入力補助を行う「申請サポート窓口」を開設します。

感染拡大防止のため原則予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、坂戸市商工会（０４９－２８２－１３３１）にお問い合わせください。

期　　間	８月４日（火）　から　開設
開 設 日	ご予約の際にお問い合わせください
開設時間	９：００～１６：００（最終受付１５：００）
会　　場	坂戸市商工会２階会議室
申込方法	坂戸市商工会　０４９－２８２－１３３１　までご連絡ください。

【持続化給付金の対象となる方】

①2019 年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある方
②2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月がある方

【申請必要書類】

□ ①－１確定申告書第一表（1 枚）…税務署の「収受印」が必要です。
※「収受印」が無い場合は、e-Tax の「受信確認」
又は「納税証明書（その２所得金額用）」をご用意ください。

□ ①－２＜個人事業主＞所得税青色申告決算書（1･2ﾍﾟｰｼﾞ目）

□ ①－２＜中小法人等＞法人事業概況説明書（前年対象月を含む事業年度分）

□ ②2020 年分の対象とする月の売上台帳等
※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

□ ③通帳の写し
※通帳のオモテ面と通帳を開いた１・２ページ目の両方をコピーしてください。

□ ④＜個人事業主の方のみ＞本人確認書類
※運転免許証（運転経歴証明書）の両面をコピーなど

□ ⑤「申請補助シート」
※スムーズな申請手続きのため、事前の作成をお願いします。
※給付金ホームページから印刷いただくか、商工会までお問い合わせください。

【家賃支援給付金の対象となる方】

①2019 年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある方
②2020 年 5 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、以下のいずれかにあてはまること
（1）前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月がある方
（2）連続する 3 ヵ月の売上合計が前年同月比で 30%以上減少した方
③土地・建物を事業を営むために使用していることのために賃料の支払いを行っている方
④＜法人要件＞資本金 10 億円未満、且つ従業員 2,000 人以下の中小法人等

【申請必要書類】

□ **①－１確定申告書第一表（1 枚）…税務署の「収受印」が必要です。**
※「収受印」が無い場合は、e-Tax の「受信確認」
又は「納税証明書（その２所得金額用）」をご用意ください。

□ **①－２＜個人事業主＞所得税青色申告決算書（1･2ﾍﾟｰｼﾞ目）**

□ **①－２＜中小法人等＞法人事業概況説明書（前年対象月・期間を含む事業年度分）**

□ **②2020 年分の対象とする月・期間の売上台帳等**
※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません

□ **③賃貸借契約書**
※契約書が無い場合は【賃貸借契約証明書】を作成することで代替可能です
※【賃貸借契約証明書】は所定の書式をご使用ください

□ **④直近３ヶ月間の賃料支払い実績を証明する書類**
※銀行通帳の写し、振込明細書、領収書など

□ **⑤誓約書**
※【誓約書】は所定の様式を使用して申請者自署にて作成してください
※給付金ホームページから印刷いただくか、商工会までお問い合わせください

□ **⑥通帳の写し**
※通帳のオモテ面と通帳を開いた 1・2 ページ目の両方をコピーしてください

□ **⑦＜個人事業主の方のみ＞本人確認書類**
※運転免許証（運転経歴証明書）の両面をコピーなど

□ **⑧「申請補助シート」**
※スムーズな申請手続きのため、事前の作成をお願いします。
※給付金ホームページから印刷いただくか、商工会までお問い合わせください。

○感染拡大防止のため、事前の検温やマスクの着用をお願いします。
○申請の順番によって、お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。
○国民全員に一律 10 万円を支給する「特別定額給付金」とは異なります（「特別定額給付金」については、お住いの市役所（町役場・村役場）にお問い合わせください）